



2022年3月7日

各位

会社名 プレス工業株式会社  
(URL <https://www.presskogyo.co.jp>)  
代表者名 代表取締役社長 美野哲司  
(コード番号 7246 東証第1部)  
問合せ先 総務部長 笹岡孝紀  
(TEL 044-276-3901)

## 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定及び 譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額改定（以下「本改定」といいます。）及び譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。これに伴い、本改定及び取締役（監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除きます。）についての本制度に関する議案を2022年6月29日開催予定の第120回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額改定について

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、2016年6月29日開催の第114回定時株主総会において、年額4億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）と決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、企業価値の持続的な向上への取り組みをさらに推進するため、役員報酬制度の見直しを行い、取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の金銭報酬を固定報酬及び業績連動型報酬である役員賞与から構成されるものとし、その報酬額を年額5億円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）に改定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

#### 2. 譲渡制限付株式報酬制度の導入について

##### 1) 本制度の導入目的等

本制度は、当社の監査等委員である取締役、非業務執行取締役及び社外取締役を除く取締役（以下「対象取締役」といいます。）及び当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、対象取締役とあわせて「対象取締役等」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入にあたり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を

報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記 1 に記載の金銭報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

## 2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額 60 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 30 万株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その 1 株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役等への具体的な支給時期及び配分については取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役等との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、対象取締役等が日本国内非居住者の場合には、本制度と同等の金銭報酬を支給することといたします。

以 上